

平成 26 年度中間市地域公共交通会議（第 2 回）

日時 平成26年7月23日（水）10：00～

場所 市役所別館3階 特別会議室

1．開会

2．報告事項

地域の特性について

3．議題

地域公共交通の今後の在り方

～地域分析に基づく新しい地域公共交通の検討について～

4．その他

・今後の会議スケジュールなど

5．閉会

【資料A】

議題 地域公共交通の今後の在り方

～地域分析に基づく新しい地域公共交通の検討について～

【資料B】

- 資料B1 小学校区別面積及び人口密度図
- 資料B2 主な施設及び鉄道駅、バス停配置図
- 資料B3 高齢者人口（65歳以上人口）分布図【町丁・字別】
- 資料B3-1 将来高齢者人口（65歳以上人口）分布図【町丁・字別】
高齢者人口増加地区：赤丸、人口減少地区：青丸
- 資料B4 高齢化率分布図【町丁・字別】
- 資料B5 自治会公民館標高図【自治会別】
- 資料B6 地域公共交通路線図
- 資料B6-1 地域間幹線系統確保維持費補助金対象路線図
- 資料B6-2 地域公共交通空白地域図
- 資料B7 地域分析結果
- 資料B8 新しい地域公共交通の運行形態
- 資料B9 近隣市町のコミュニティバスの状況
- 資料B10 公共交通関係国庫補助メニューについて
- 資料B11 中間市地域公共交通会議スケジュール

【参考資料1】

中間市全体図（小学校区境界図）

中間市全体図（町丁・字別）

中間市全体図（自治会別）

【参考資料2】

市民が必要とする交通体系の意向調査結果（主な指標）

中間市地域公共交通会議委員名簿（平成26年7月23日現在）

No.	氏名	所属
1	行徳 幸弘	市長又は市長の指名する者
2	柴田 精一郎	市長又は市長の指名する者
3	藤田 晃	市長又は市長の指名する者
4	松村 茂寿	西鉄バス北九州株式会社
5	久楽 博	九州旅客鉄道株式会社
6	秋山 務	筑豊電気鉄道株式会社
7	小林 義人	有限会社ことぶきタクシー
8	高亀 勝	有限会社ホームタクシー
9	森 正秀	産業タクシー株式会社
10	谷口 雅春	ひかり第一交通株式会社
11	阿部 功	一般社団法人福岡県バス協会
12	貞包 健一	一般社団法人北九州タクシー協会
13	清田 博巳	福岡県交通運輸産業労働組合協議会 (西鉄バス北九州労働組合)
14	池田 久紀	中間市自治会連合会
15	池田 久紀	中間市自治会連合会中間北校区長
16	田口 孝一	中間市自治会連合会中間東校区長
17	松崎 英人	中間市自治会連合会中間南校区長
18	古川 実	中間市自治会連合会中間校区長
19	岡山 昭明	中間市自治会連合会中間西校区長
20	齊藤 明	中間市自治会連合会底井野校区長
21	山下 徹	南校区バス運用協議会
22	日高 教夫	中間商工会議所
23	久内 勝	中間市社会福祉協議会
24	嘉村 英夫	国土交通省九州運輸局福岡運輸支局
25	後藤 昭一	福岡県企画・地域振興部交通政策課
26	本山 義弘	福岡県北九州県土整備事務所
27	相浦 哲也	福岡県折尾警察署
28	廣川 祐司	北九州市立大学

議題 地域公共交通の今後の在り方

～地域分析に基づく新しい地域公共交通の検討について～

新しい地域公共交通を検討する基本方針

- ①既存の公共交通機関の利用促進
- ②継続性・経済性・安全性の確保
- ③高所地区・交通不便地区住民の移動の足の確保
- ④地域住民からの要望

既存の公共交通機関の利用促進とは

既存の公共交通機関である鉄道、バス、タクシーを補完し、相乗効果による市内公共交通の活性化を図ることのできる運行方法、運行形態であること。

継続性・経済性・安全性の確保とは

新しい地域公共交通が、小学校区を基本とし、運行経費などの経済面、運行や車両管理などの安全面から継続的な運行できるような運行方法、運行形態であること。

高所地区・交通不便地区住民の移動の足の確保とは

今後の超高齢社会に備え、高齢者や交通弱者の方が多い地区(高齢化率の高い地区)並びに地形的に移動困難な状況が発生している地区の移動の足を確保するような運行方法、運行形態であること。

地域住民からの要望とは

地域住民からの新しい公共交通の導入の要望については、各校区にて協議を行い、意見集約された地区から、各校区の特色に適した新しい地域公共交通の検討を図る。

新しい地域公共交通とは

既存の公共交通であるバス、鉄道、タクシーを補完するものとして、新しい地域公共交通を検討する場合、大きく分けて下記の4つの方法があります。

コミュニティバス

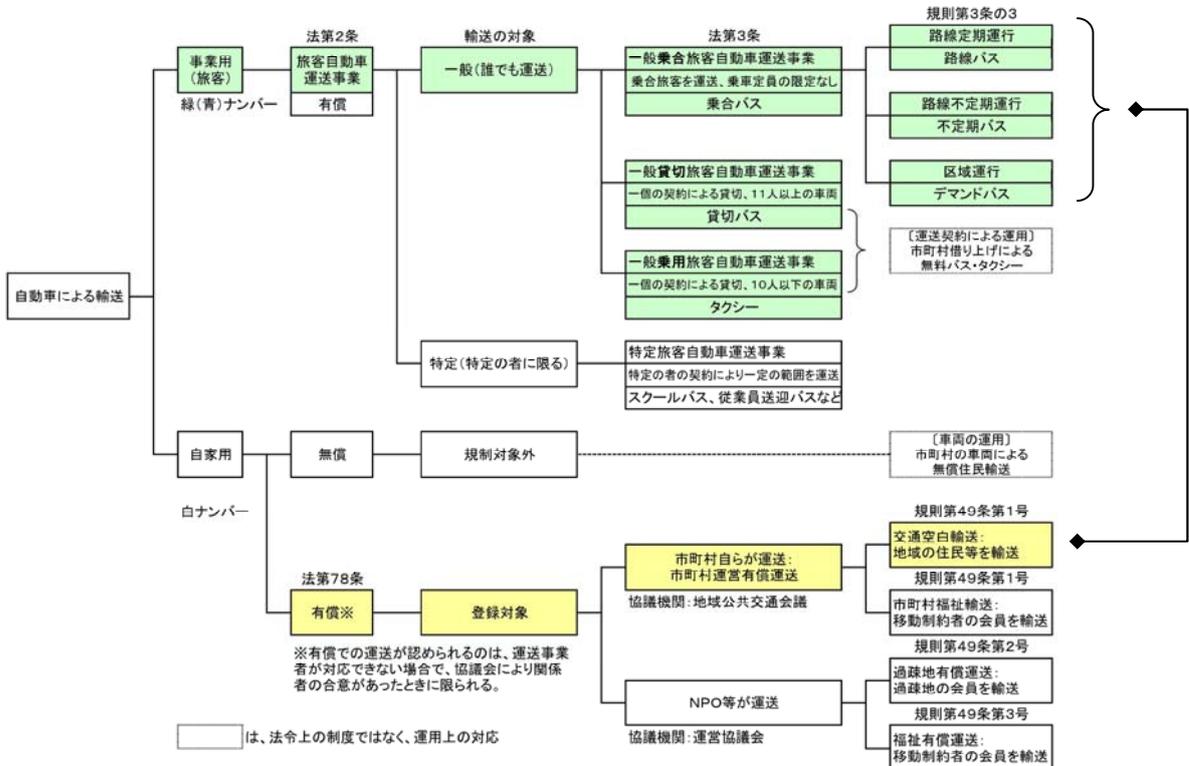
一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行なう乗合バス
(乗合タクシーを含む)

市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行なう市町村運営有償運送
旅客運送事業者との運送契約による無償運送

市所有の車両による無償運送

タクシー利用券の配布

道路運送法の事業区分



資料：道路運送法の事業区分とコミュニティバス導入のポイントより抜粋
(九州運輸局自動車交通部旅客第一課)

タクシー利用券の配布

中間市では、福祉タクシー料金助成事業として、在宅の重い障がい者の日常生活の利便を図り、社会活動の範囲を広げるために、福祉タクシー利用券（年間 36 枚、腎臓疾患の場合 72 枚）を発行し、障がい者が利用するタクシー小型基本料金（初乗り料金）分を助成。

【対象要件】

下記の4つの対象要件のすべてに該当する人のみが助成を受けることができます。

- (1) 中間市内に住所のある人
- (2) 市民税非課税世帯の人（同居の世帯全員が非課税であること）
- (3) 施設等に入所していない人（在宅の人）
- (4) 次のア、イ、ウのいずれかに該当する人
 - ア 身体障害者手帳を所持し、障がいの程度が1級または2級の人
 - イ 療育手帳「A」判定を受けている人
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳を所持し、障がいの程度が1級または2級の人

年 度	利用人数（人）	実際利用金額（円）
平成 23 年度	696	7,244,700
平成 24 年度	763	7,930,000
平成 25 年度	759	8,117,280
合 計	2,218	23,291,980

対象者全員に発行いたしますが、受取・利用のない場合があります。

また、熊本県天草郡の苓北町が、高齢者等の生活支援事業「在宅老人移送サービス」として、タクシー乗車料金の半額（100 円未満切り捨て）を、1 回の利用につき 1,000 円を限度として、年間 24 枚、タクシー利用券を配布する補助制度を実施しています。